平成２１年（フ）第４７８号
石川県河北郡津幡町字川尻カ106番地
債務者　北川真由美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５０３号
金沢市田上本町29街区１番地
債務者　直地　　勉
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５１３号
金沢市金市町ハ33番地16、従前の住所石川県河北郡津幡町字東荒屋ソ４番地71
債務者　澤海　弘行
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５３１号
金沢市山科１丁目12番13号、従前の住所石川県白山市水澄町403番地２
債務者　梶　　正美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５４２号
石川県河北郡津幡町字南中条５号40番地１
ガーデンハイム津幡Ａ201号、従前の住所石川県河北郡津幡町字太田ほ247番地６
債務者　大嶋　賢一
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２６８号
三重県津市高茶屋小森上野町1062番地　シティロイヤル津205、前住所三重県津市雲出長常町907番地13
債務者　麻生　博保
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２６９号
三重県津市高茶屋小森上野町1062番地　シティロイヤル津205、前住所三重県津市雲出長常町907番地13
債務者　麻生　美子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３２０号
三重県いなべ市北勢町大辻新田字上切１番地５　ファミールいとう203号室、住民票上の住所三重県いなべ市北勢町阿下喜1288番地１新晃アパート202号
債務者　藤田　行生
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
大津市木下町３番27号
債務者　山口智津子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４３号
大津市木の岡町25番14号
債務者　桑野　智弘
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４４号
大津市木の岡町25番14号
債務者　桑野　敏子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６３号
滋賀県栗東市御園1028番地　東７―205、前住所大阪府豊中市上津島３丁目11番13―703号
債務者　中尾　　猛
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７９号
大津市大江４丁目４番１号アベール大江503号、前住所滋賀県近江八幡市本町１丁目16番地１
債務者　廣島　　剛
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８３号
滋賀県草津市西矢倉２丁目２番１―４号、住民票上の住所大津市雄琴三丁目16番18号
債務者　岸本　　武
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８４号
滋賀県草津市西矢倉２丁目２番１―４号
債務者　岸本　光夫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８８号
滋賀県草津市新浜町111番地
債務者　中西　厚樹
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大津地方裁判所民事部